

ができる。この場合、謹慎の期間は一月を超えないものとし、この間は登学を禁止する。なお、謹慎の期間は停学期間に通算することができる。

(発議)

第6条 学部長等は、教授会等の審議を経て、次の措置を採るものとする。

(1) 懲戒の必要があると認めたときは懲戒の案を作成し、学長に報告するものとする。

(2) 懲戒の必要が認められなかったときは理由書を作成し、学長に報告するものとする。

(審議)

第7条 学長は、前条第1号に基づき、当該学生の懲戒について教育研究評議会に付議する。

2 学長は、前条第2号の場合において、特に必要があると認めたときは、教育研究評議会に付議することができる。

(調査委員会)

第8条 教育研究評議会は、審議において必要と認めた場合には、次に掲げる者で構成する調査委員会を置くものとする。

(1) 教育研究評議会構成員の互選による者 若干人

(2) 埼玉大学の教職員以外の者で高度な法律上の専門知識を有する者

(3) 学長が必要と認めたる者

2 調査委員会は、非公開とし、慎重、かつ、速やかに調査・審議を行い、その結果を教育研究評議会に報告するものとする。

3 調査委員会は、関係の教員及び当該学生等から資料の提出を求め、事情及び意見を聴取することができる。

(弁明)

第9条 調査委員会又は教授会等は、調査を行うにあたり、当該学生に口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

2 当該学生は、弁明の際、必要な証拠を提出し、証人の喚問を求めることができるとともに、補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。

3 当該学生が弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由がなく欠席し、又は文書を提出しなかった場合には、当該権利を放棄したものとみなす。

(決定)

第10条 学長は、教育研究評議会の議を経て、当該学生の懲戒を決定する。

(懲戒処分の通知)

第11条 学長は、懲戒処分を決定した場合には、懲戒処分書に理由書を添えて当該学生に通知しなければならない。

2 懲戒処分は、当該学生の氏名及び学籍番号を除き、当該学生の所属、懲戒の内容及び懲戒の事由を学内に公示するものとする。

3 公示の場所は、学内各学部掲示板及び学務部掲示板とする。

4 公示の期間は、公示日から1週間とする。

(懲戒の発効)

第12条 懲戒の発効の日は、懲戒処分書の交付日とする。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

(再審査)

第13条 懲戒処分を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見その他正当な理由がある場合には、その存在を示す資料を添えて、文書により学長に再審査を求めることができる。

2 学長は、前項の請求を受理した場合には、速やかに教育研究評議会の議を経て、再審査の要否を決定しなければならない。

3 教育研究評議会が、再審査の必要があると認めた場合には、直ちに調査委員会を設置し、事実の有無についての調査を行う。

4 教育研究評議会が、再審査の必要がないと認めた場合には、学長は、速やかにその旨を文書により当該学生に通知する。

5 再審査の請求は、懲戒処分の効力を妨げない。

6 再審査の手続は、第9条から第11条までの規定を準用する。

(停学処分中の指導)

第14条 各学部等においては、停学処分中の学生に対して定期的な面談及び指導を行うものとする。

(学籍異動)

第15条 当該学生が懲戒処分の決定前に退学又は休学を申し出た場合は、これを認めない。

2 停学処分中の学生が休学を申し出た場合は、これを認めない。

(停学の解除)

第16条 学長は、停学の処分を受けた学生について、大学に復帰するに足る条件が具備されたと認めた場合には、停学を解除することができる。

2 停学解除の手続は、当該学部等における停学期間中の指導に基づき第4条、第6条第1号、第7条第1項、第8条、第10条及び第11条の規定を準用する。この場合において、第4条第1項中「懲戒に該当すると思われる行為について知り得た」とあるのは「停学を解除する」と、第6条第1号中「懲戒の必要があると認めるときは懲戒」とあり、第7条第1項及び第10条中「懲戒」とあり、並びに第11条第1項及び第2項中「懲戒処分」とあるのは「停学の解除」と、第8条第2

項中「調査・審議」とあるのは「審議」と、第11条第1項中「懲戒処分書」とあるのは「停学解除通知書」と、同条第2項中「懲戒の内容及び懲戒の事由」とあるのは「解除の内容及び解除の理由」と読み替えるものとする。

(報告)

第17条 学部長等は、停学の処分を受けた学生が処分期間の満了等により復学することとなった場合は、処分中の指導内容及び当該学生の更生内容について、学長に報告するものとする。

(その他の教育的措置)

第18条 学部長等は、懲戒対象行為に該当しない場合において、教育的指導が必要であると認めたときは、教授会等の議を経て、厳重注意を行うことができる。

2 前項の厳重注意は、口頭又は文書により行う。

3 学部長等は、前項の厳重注意を行ったときは、速やかに学長に報告するものとする。

4 学長は、学部長等が行った厳重注意について、必要と認めた場合は、教育研究評議会に報告するものとする。

(事務)

第19条 懲戒に関する事務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑目)

第20条 この規則に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18. 4. 1 18規則88)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20. 3. 1 19規則97)

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 (平成24. 9. 28 24規則34)

この規則は、平成24年9月28日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成27. 2. 19 26規則64)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和7. 3. 27 6規則46)

この規則は、令和7年3月27日から施行する。